

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和３年３月

山形県

目 次

	頁
はじめに	1
第1 普及指導活動の課題と取り組み方向	2
1 人づくり	2
(1) 担い手・人材の育成・確保	2
(2) スマート農業による生産性の向上	2
2 魅力(かち)づくり	3
(1) 力強い水田農業の振興	3
(2) 園芸作物のブランド力・産地力強化	3
(3) 畜産の生産基盤の強化	4
(4) 6次産業化の推進	5
3 農村(むら)づくり	5
(1) 中山間地域等の持続的な発展の支援	5
(2) 環境保全型農業(SDGsの礎となる人と環境にやさしい持続可能な農業)の推進	6
(3) 気候変動や感染症拡大への対応	6
第2 普及指導員の配置に関する事項	7
1 普及指導実施機関の設置	7
2 普及指導員の配置	7
3 農業革新支援専門員の配置	7
4 農林大学校への配置	8
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	8
1 普及指導員の育成・確保	8
2 普及指導員の資質向上	8
(1) 研修計画の作成	8
(2) 研修の実施	8
(3) 研修の方法	9
第4 普及指導活動の方法に関する事項	9
1 農業者に対する支援の充実・強化	9
2 普及指導活動の効果的な運営	9
(1) 普及活動計画の策定	9
(2) 普及指導活動の重点化	9
(3) 普及指導員の活動方法	10

(4) 関係機関・団体等との連携	1 1
(5) 民間専門家との連携	1 1
(6) 評価機能の充実	1 1
3 農業者研修教育施設の機能	1 2
(1) 農林大学校の重点事項	1 2
(2) 関係機関との連携	1 2
(3) 学校評価の実施と改善	1 2
4 情報提供機能の強化・充実	1 2
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	1 2
1 農業に関する教育への協力	1 2
2 行政施策の活用支援	1 3

はじめに

農業者の高い生産技術に支えられた本県農業は、県民、そして国民のいのちをつなぐ食料供給県としての地位を築いており、地域経済に活力をもたらし地域社会を支える重要な役割を担っている。

一方、農業・農村を巡る情勢は、加速する高齢化や担い手不足に加え、人口減少を背景とした国内消費市場の縮小が進むとともに、食の安全・安心への関心の高まり、農産物流通のグローバル化、気候変動による災害、新型コロナウイルスなど新たなリスクの発生により生産・販売環境が著しく変化してきている。

このため、県では、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）の趣旨を踏まえつつ、「第4次山形県総合発展計画」（令和2年度～6年度）とともに、「第4次山形県農林水産業元気創造戦略」（令和3年3月）に示された推進方向に沿って、各般の施策を展開していく。

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と県が協同して専門の職員となる普及指導員を置き、直接農業者に対し農業経営等の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

普及指導活動の基本は、地域における農業・農村振興の課題分析と農業者ニーズの把握を行いながら、専門的な知識・技術をもって対象者に働きかけ、課題解決と新たな取組みを促す活動を行うものである。そして、この活動過程において、競争力の高い経営体の育成、女性や若者を含めた担い手の育成、生産者の組織化、農産物のブランド化や農業の6次産業化による「人づくり」「農村（むら）づくり」「魅力（かち）づくり」を推進し、既存産地の競争力強化と新産地育成等、地域農業全体の活力を引き出すトータルコーディネーターの役割を果たすことである。

以上の考えに基づき、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、協同農業普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものである。

第1 普及指導活動の課題と取組み方向

普及組織は、専門的な知識・技術を提供することを基本に、地域の農業者に直接接しながら、自らが農業経営の改善等に取り組む意欲的な農業者の育成に取り組んでいる。

長年培ってきた人的ネットワークと普及活動手法を活かし、現場のニーズを把握し施策を提案するとともに推進組織としての機能も発揮しながら、本県の農業所得増大と農業・農村の発展を図るため、ICT等先端技術を活用し、普及活動の効率化・高度化を進めながら、特に次の課題に重点を置き普及指導活動を展開する。

第1 普及指導活動の課題

1 意欲ある多様な担い手の育成・確保（人づくり）

（1）担い手・人材の育成・確保

①新規就農者の育成・確保

関係機関や地域の農業士等と連携し、新規就農者の支援体制を整備するとともに、青年等就農計画制度や就農支援策の情報提供、栽培技術の早期習得などにより就農定着へ向け支援する。

②高い競争力を持つ農業経営体の育成・確保

高度な生産技術の導入による収益性の高い農畜産物生産、省力化や低コスト生産技術導入による規模拡大等、経営発展を目指す意欲的な農業者への技術支援を行うとともに、経営管理能力の向上や法人化の支援等、必要に応じて外部の専門家も活用しながら、経営の大規模化、多角化等の高度な経営発展に向けた取組みを支援する。

また、高い経営マネジメント能力を持ち、企業的な農業経営を実践する農業法人等に対しては、実現性の高いビジネスプランの作成等、必要に応じて外部の専門家も活用しながら支援し、地域に雇用を生み出す生産性、収益性の高い経営体を育成する。

③多様な担い手の育成・確保（青年・女性農業者、農福連携等）

青年農業者のグループ活動等の支援を通して、相互研鑽による課題解決能力の向上を図るとともに、仕事と生活の調和（ライフワークバランス）を図りつつ、積極的に農業経営に携わり事業展開を図ろうとする青年・女性農業者の必要な実践力の習得や経営管理能力の向上を図り、将来にわたり地域農業をリードする農業者を育成・確保する。

また、生産現場に必要な人材確保に向け、関係機関との連携を図りながら高齢者、障がい者、外国人等の受入れ環境の整備を支援する。

④東北農林専門職大学（仮称）・農林大学校と連携した人材育成

先進農業経営体等での学外実習などを連携して実施するなど、開学に向け準備を進めている東北農林専門職大学（仮称）及び農林大学校における経営力・技術力のある高度な農業人材育成と生産現場で活躍できる農業人材育成を支援する。

（2）スマート農業による生産性の向上

①デジタル技術の導入支援

担い手不足や高齢化に対応して、少ない労力で高い生産性を実現するため、口

ボットやICTなどのデジタル技術及び得られるデータを活用したみんなが使えるスマート農業技術の普及を推進する。このため、農業者からのスマート農業に係る相談に対応する相談窓口を設置しながら、省力化や収益向上につながる技術を見極めて現地で実証する。また、機器の活用によって作物の収量を向上させる方法や経営管理手法の指導などスマート農業の機械・機器やサービスを十二分に使いこなす人材の育成により、産地での大規模な社会実装につながる取組みを支援する。

② デジタル技術の活用による普及活動の効率化

携帯端末機器等の現地活動での活用による即時の情報提供に加え、活動記録及び普及課内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、やまがたアグリネット、さらにはクラウドサービスなどのウェブサービスの利用等、普及指導活動におけるICTの活用を一層進め、新型ウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」の下でも効果的・効率的な普及指導活動に努める。

なお、農業者や関係者に対する幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も活用しながら、農業者等が情報を受け取りやすい形態を選択する。

2 魅力ある稼げる農林水産業の追求（魅力（かち）づくり）

（1）力強い水田農業の振興

① 「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略の展開

「つや姫」の高品質・良食味と適正な収量確保等安定生産の更なる推進と「雪若丸」の品質・食味・収量の一体的向上を図りつつ、生産コスト低減を目指した先進技術（スマート農業技術等）の導入を推進し、「つや姫」「雪若丸」ブランドの強化に向けた戦略を展開する。

② 需要に応じた米生産の推進

生産コスト低減と多収の両立により多様な米生産の収益性の向上を図る。また、所得確保に向けて、米政策に対応した非主食用米（飼料用米等の新規需要米、加工用米、酒造好適米など）や大豆等の戦略作物の生産振興など、様々な需要に応じた水田フル活用を推進する。

③ 大豆・そば等の高品質安定生産

大豆は、儲かる大豆づくりを推進し、「里のほほえみ」「シュウリュウ」の作付拡大や収量・品質を改善する新技術の普及拡大、土づくり、湿害対策、難防除雑草対策など、効率的な生産体系導入の技術指導を強化していく。そばは、実需者が求める高品質生産と安定供給を推進する。

（2）園芸作物のブランド力・産地力強化

高い収益性の確保と、スマート農業技術を軸とする軽労・省力化技術、機械作業体系、次世代施設等の導入により労働生産性を向上させるとともに、団地化やその大規模化により生産基盤を維持し、園芸作物のブランド力・産地力の強化を図る。

①果樹の産地力強化

さくらんぼは、高品質生産・厳選出荷の推進や軽労・省力化技術の導入、労働力確保対策の推進等による生産力の強化に加え、「やまがた紅王」のブランド化とその確立に取り組む。

西洋なしは、「山形ラ・フランス」のGI登録を契機とした食味重視の生産・販売の継続によるブランド力のさらなる向上と、胴枯病対策を主とした健全な樹体維持による生産性の高い産地づくりを推進する。

りんごは、黒星病対策と早期成園化が可能な生産方式の導入により生産性の向上を図るとともに、消費者ニーズの高い品種構成への誘導により、市場評価の向上を推進する。

ぶどうは、「シャインマスカット」の導入促進と品質安定により産地づくりとブランド構築を図るとともに、省力栽培が可能なワイン用ぶどうの導入により、産地の活性化に取り組む。

ももは、リレー出荷を可能とする市場性の高い補間品種の導入を推進するとともに、病害や立枯れ症の増加に対応した栽培技術の定着により生産力向上を図る。

地域特産果樹（かき、すもも、日本なし、かんきつ等）については、高品質安定生産を推進するとともに、産地・品目の特性を活かした魅力ある商品づくりを進めながら、産地の拡大と強化を支援する。

②軽労・省力化技術による円滑な果樹園地の継承

軽労・省力的な仕立て方や品目の導入を進めるとともに、それら軽労・省力型園地等を活用して、円滑な園地継承を支援する。

③野菜・花きの産地ブランド力の強化

市場動向や地球温暖化等の環境変化を踏まえた品目の導入・拡大と、スマート農業技術の導入による省力化や団地化、水田の畑地化による大規模生産を進め、更なる産地の拡大とブランド力向上を支援する。

土地利用型野菜は、機械化体系や省力栽培技術に加え、長期安定出荷技術を導入し、産地規模の拡大と生産の効率化を推進する。

施設野菜は、高品質・安定多収技術の開発と普及拡大により、野菜農家の所得の向上を促進する。

促成山菜類は、産地の拡大と安定生産により、冬期間の生産拡大を推進する。

花きは、施設栽培の長期継続出荷技術の定着と露地栽培の規模拡大を推進し、周年供給によるブランド力向上を図る。

④やまがた方式次世代施設園芸の推進

環境・生育の「見える化」と情報共有により技術の向上を図り、パイプハウスに導入可能な環境制御技術の導入を進める。

(3) 畜産の生産基盤の強化

グローバル化の進展等により、国内外の産地間競争が益々激化していくことが見込まれることから、山形生まれ・山形育ち、県産飼料にこだわった安全・安心な畜産物の生産拡大と品質向上の取組みを進める。

①肉用牛

和牛繁殖雌牛の増頭や一貫経営への移行推進、ET（受精卵移植）技術の活用により、和牛子牛の増産に取り組み、「山形生まれ・山形育ち」の総称山形牛の増産を図る。

②酪農

牛群検定やゲノミック評価情報を活用した乳用牛の能力向上と優秀な後継牛の確保を図る。

③養豚・養鶏

地域環境の保全に配慮しながら企業経営等の一層の規模拡大支援を強化する。
養豚においては、県が作出した改良型種豚の利用による県産銘柄豚の生産拡大と品質向上を図る。

やまがた地鶏は、新たな飼養農家の確保に努め、飼養管理マニュアルに基づく技術指導と、飼育施設やヒナの供給体制を強化して生産拡大を図る。

④自給飼料の確保・良質堆肥の安定生産等

自給飼料の安定確保を図るため、飼料用米（稲粳SGS含む）や稲発酵粗飼料など飼料用イネの生産拡大を進め、本県に適した飼料作物の優良品種の普及利用や集落営農法人等を核としたコントラクターの確保・育成、簡易放牧の導入を推進するとともに、耕種農家の需要に応える良質堆肥の安定生産・供給体制を確立する。

⑤安全安心な畜産物の生産

農場HACCPや畜産GAPの取組みを推進し、安全・安心な畜産物の生産体制の構築を推進する。

また、本県畜産物を使用した加工品の開発・製造に取り組む畜産農家や加工業者に対しては、技術の習得や商品開発、そして加工処理施設の整備等、ソフト及びハード両面からの支援を強化し、畜産加工品の生産拡大を図る。

（4）6次産業化の推進

①農業者自ら及び地域の多様な事業者と連携した6次産業化の推進

農産物の付加価値および農家所得の向上を図るため、農産物の加工による起業や直売活動、経営の多角化の取組み、および、新たな需要に対応した特産品開発や販売方法を支援する。また、農業者と地域内の食品製造業者、販売事業者等との連携を促進し、地域としての6次産業化を通じた収益の向上を支援する。

②地域の多様な資源を活かした地域活性化

地域の資源（人材、産品、文化）を活かし、農家レストランや体験農業、グリーン・ツーリズム等による都市農村交流活動や郷土料理等技術の継承を通じた食育活動、担い手の育成等、農村地域の活性化につながる取組みを支援する。

3 活気あるしなやかな農村の創造（農村（むら）づくり）

（1）中山間地域等の持続的な発展の支援

①地域農業の維持・振興にむけた取組みの支援

中山間地域等の担い手が少ない地域においては、機械の共同利用・省力化等によるコスト削減による収益向上を図り、集落営農等の組織化・法人化を推進する。

また、豊富な地域資源を活かした新たな付加価値の創出や多様な労働力の確保、民間等と連携した地域農業・農村の地域活性化に向けた活動を支援する。

②持続可能な農業のための鳥獣害対策の推進

中山間地域等では鳥獣による被害が増加しているため、必要に応じて外部の助言を得ながら、地域が主体となった総合的被害対策（被害防除対策、生息環境管理、捕獲対策）を支援する。

（２）環境保全型農業（SDGsの礎となる人と環境にやさしい農業）の推進

①環境保全型農業技術集及び有機農業相談窓口、やまがた有機農業の匠を活用した栽培技術研修や技術指導等により、環境保全型農業の全県的な拡大を推進する。

また、技術展示ほ等において生物多様性保全効果の調査を実施し、その成果を広く周知することで、環境保全型農業に対する消費者の理解醸成を図る。

②GAP指導體制の強化と、各種研修等によるGAPに対する生産者の理解醸成を図り、県産農産物の安全・安心確保の取組レベルの向上及び国内外の取引要件となる、「国際水準GAP」の導入や認証取得を積極的に推奨する。

（３）気候変動や感染症拡大への対応

令和２年に発生した高温乾燥や令和１～２年の暖冬少雪等を始め気候変動による農業への影響が懸念される。また、令和２年７月の豪雨では農作物等にも甚大な被害が発生した。加えて新型コロナウイルス等の感染症のまん延により、経済活動に大きく影響が及んだ。このような気候変動や感染症拡大に対応し、生産者が高い意欲をもって営農できるよう、以下の体制を強化する。

①連絡体制の強化

気候変動に伴う農作物等の生育状況、病虫害の発生状況等や、災害等発生時の現場状況等を適時的確に把握・共有し速やかに対応策を伝達するため、積極的なICTの活用を行うことで、関係機関との連絡体制を強化する。

②感染症拡大への対応と支援

新型コロナウイルス等の感染症まん延の防止対策や万が一感染症が発生した場合の対応、経営継続に向けた補助や融資等各種支援制度について、適宜情報提供する。

第２ 普及指導員の配置に関する事項

普及組織^{*}については、農業者等に対する相談活動や支援機能を十分発揮できるような体制整備に努めるとともに、普及指導員の組織的な一体性が確保されるように設

置する。

また、普及指導員については、その機能が十分に発揮され、農業者等の支援ニーズや地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう配置する。

※普及組織：「農業改良助長法」第12条第1項に規定する普及指導センター

1 普及指導実施機関の設置

本県農業を巡る情勢や地域特性を踏まえ、普及組織に対する農業者等からの支援ニーズに応じて普及指導活動を展開できる体制を整備する。

そのため、「農業改良助長法」第12条第1項に規定する普及指導センターとして各総合支庁に農業技術普及課を設置し、その機能強化に努める。

農業技術普及課における活動体制は、経営企画担当と地域担当を設置し、農業者の経営力向上と地域に密着した普及指導活動を強化する。

また、農業技術環境課長を総括責任者とし、農業技術環境課技術調整担当及び各総合支庁農業技術普及課経営企画担当等で構成する山形県農業革新支援センターを農業技術環境課内に設置する。なお、園芸作物の産地強化や新産地形成に向けて、地域での園芸分野の試験研究を担う産地研究室（試験研究組織）を農業技術普及課の課内室として設置し、農業者への支援活動を一体的に進める。

また、農林大学校を、将来の山形県農業を担うリーダーを育成する中核機関として位置づける。

2 普及指導員の配置

普及指導活動は、農業の現場にあって新技術等を農業者に迅速に普及するとともに、現場起点で地域農業のリーダーや関係機関等に働きかけることが基本であることから、普及指導員を農業技術普及課に配置する。

また、普及指導員の配置については、普及組織が高度な知識と技術を有する専門家集団としての機能を発揮するために、地域農業の特色を踏まえた専門分野のバランスに配慮する。

普及組織での専門分野は、①作物・機械、②果樹、③野菜・花き、④畜産、⑤経営、⑥農村資源活用を基本とする。なお、③野菜・花きは、それぞれを主に担当する者を設置する。

3 農業革新支援専門員の配置

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員は、原則として、専門分野に関する高い知見や関係機関等との調整能力があり、かつ、普及、研究、教育、行政の経験等が通算して10年以上あり、そのうち普及指導経験が5年以上あるものとし、農業革新支援センターに配置する。

なお、農業技術環境課長が上記と同等の能力があると認めるものは、農業革新支援専門員とすることができる。

農業革新支援専門員の担当分野は、①土地利用型作物（稲作・普通畑作物）、②果樹、③野菜、④花き、⑤畜産、⑥生産工程管理・農作業安全、⑦持続可能な農業・鳥獣害対策、⑧担い手育成（就農・経営）、⑨農村資源活用（6次産業化）、⑩普及指導活動、⑪スマート農業、⑫病虫害とする。

農業革新支援専門員は、次の業務を行う。

- ①研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整・推進
- ②研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④普及指導員の資質向上
- ⑤先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む）

4 農林大学校への配置

次代の農業を担うリーダーを育成するため、専門的な知識・技術を有し、農業者の実態を熟知した普及指導員資格を有する職員の適切な配置に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、「山形県農業技術職員育成指針」を策定し、普及指導員に対する研修の充実強化に努める。特に、普及指導員の世代交代が進むことから、新規採用職員や若手普及指導員の資質向上を効率的に図る必要がある。

1 普及指導員の育成・確保

普及組織の機能を最大限に発揮していくために、普及指導員資格を有する者を普及組織に配置するよう努めるとともに、未取得者には普及指導員資格の取得を進める。

また、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう普及指導員の育成を図る。

2 普及指導員の資質向上

(1) 研修計画の作成

「山形県農業技術職員育成指針」に基づき、研修計画を作成する。

なお、研修計画は、年度ごとに研修ニーズの把握や評価を行い、研修メニューや研修内容の改善を図る。

(2) 研修の実施

専門領域での幅広い知識と確かな技術を有することを基本に、コーディネート力、農政課題への対応力、スマート農業の普及推進、経営指導力及び6次産業化推進のための指導力の習得を重点的に進めるため、先進的な農業者、試験研究機関・大学及び民間企業・専門家等との連携を図る。

また、職務経験に応じた研修受講機会を確保する。

(3) 研修の方法

若手普及指導員の資質向上を図るため、先輩普及指導員（トレーナー）による個別指導等、日常業務を通じて研鑽できるOJT指導体制を整備するとともに、

各普及組織内での実施強化を図る。

また、「集合研修」、「オンライン研修」、「派遣研修」を組み合わせ、効果的に実施するほか、国等が行う研修を有効に活用する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に推進するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項を行う。

1 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員は、農業者に対する支援活動について、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実強化を図る。

このため、普及指導活動の方法に関して以下の取組みを行うよう努めるものとする。

- ①地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成支援、自然災害への対応等、公的機関が担うべき分野における取組みの強化
- ②地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進
- ③先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
- ④研究開発への普及指導員の積極的な参画
- ⑤普及指導活動の重点化

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及活動計画の策定

管内の農業振興や農政推進上の課題、農業者のニーズを踏まえ、計画の期間をおおむね5か年とする「普及活動基本計画」と、1か年毎に定める「普及活動年度計画」を策定する。普及活動年度計画には、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及職員の配置や関係機関の役割分担等の活動体制を記載する。目標は、可能な限り定量的に記載する。

(2) 普及指導活動の重点化

普及指導活動は、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組みの必要性及び緊急性が高いものを重点化する。

①普及指導活動の対象の重点化

普及指導活動の対象者は、経営改善に意欲的な認定農業者や集落営農組織、農業法人、農業生産組織、次代の地域農業を担う新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者、直売や加工等の起業活動や商工業者との連携による6次産業化に取り組む者等、今後の担い手となる農業者に重点化する。

②普及指導課題の設定

普及指導課題は、上記対象者のニーズに応えるとともに、関係機関や外部評価等の意見を踏まえ、現状と将来方向を見据えながら、地域農業の振興や農村の活性化に結びつくように設定する。

特に、競争力のある多様な担い手の育成や産地づくり、6次産業化の推進等、経営基盤の強化と農業所得の増大及び農業産出額の増加につながる活動を重点

的に進める。

(3) 普及指導員の活動方法

普及指導活動は、普及組織だけでなく関係機関・団体や試験研究機関等と連携し、それぞれの専門性を発揮できるようなプロジェクトチームを編成し、組織力を活かして普及指導課題の熟度に応じて総合的かつ効果的に行う。

①プロジェクトチームによる普及指導活動

プロジェクトチームは、普及活動計画の対象組織等に応じて弾力的に編成する。関係機関・団体との連携と各組織の得意分野を活かす役割分担が不可欠であることから積極的にプロジェクトチームへの参画を促して「互いの強み」を発揮できる協力体制を編成しながら、PDCAサイクルにより効果的に課題解決を進める。

②施策ニーズとの調整

生産性向上や産地形成等を進める上で、行政施策の活用が有効であり、普及組織には、これら施策を速やかに実現するための役割がこれまで以上に求められる。

そのため、施策ニーズの調整や生産現場のニーズを施策形成に反映させる仕組みを積極的に活用し、事業担当課との連携を図る。

③調査研究の取組み

効果的に普及指導活動を推進するために、プロジェクトチームや専門分野毎の担当チームで課題を整理し、地域農業についての実態調査や分析、また試験研究機関等と連携した現地実証による技術の組立て等の調査研究活動に積極的に取り組む。

④試験研究機関との連携

普及指導活動の中で、生産現場の農業者等が求める技術ニーズを試験研究機関の研究課題に反映すること、またその研究成果を迅速に産地形成等に活用することが重要である。

そのために、技術経営の考え方「研究（技術シーズの創出）、開発（生産技術化）、事業化（生産・商品化）、産業化（産地化）」に基づく一体的なマネジメントのもと、試験研究機関と連携した活動として現場ニーズの把握や技術課題への取組みを強化する。

特に、園芸作物において産地化支援機能を担う地域技術開発部門として設置された総合支庁農業技術普及課産地研究室を通して、研究と普及が一体的な取組みを行い、地域や農業者の身近な技術的課題に対し迅速な課題解決と技術移転を図っていく。

ア 現場ニーズの把握

研究開発要望事項を農業技術普及課等を通じて、広く生産現場から集約する。集約した要望・ニーズについては、その内容等を整理し、現場解決的内容のものは産地研究室が中心となり対応し、全県的な課題については、中核的試験研究機関での対応を検討する。

イ 技術課題への取組み

農業技術普及課は、地域ニーズを踏まえ、試験研究機関の技術開発課題の設定に積極的に関わり、連携して試験設計・成績検討を行う。成果情報等につい

ては、試験研究機関と連携して地域の農業者等に対し迅速かつ広く提供し、地域農業の振興につなげる。

(4) 関係機関・団体等との連携

普及指導活動を効果的に進めるために、地域の農業関係機関・団体と協力するとともに、(公財)やまがた農業支援センターをはじめとする広域的な組織や商工関係の団体等との連携を図る。

(5) 農業士・民間専門家との連携

新規就農者の技術習得支援は、指導農業士等地域の先進的な農業者の協力を得て進める。

また、普及指導協力委員制度を活用し、産地化や6次産業化を推進し、農業経営改善等を支援する先進的な農業者等を普及指導活動の協力者として委嘱する。

さらに、農業経営の高度化や法人化に伴って要請が高まっている税務、労務管理、マーケティング等の専門分野についての支援は、必要に応じて民間の専門家の協力を得て普及指導員が全体を統括し、以下に留意し活動を進める。

①経営支援活動の進め方

経営支援活動については、経営の発展段階に応じ、新技術の紹介や経営上の判断材料となる情報等を提供することを基本とした活動とする。

なお、大きなリスクを伴う経営計画への指導に当たる場合は、リスク等に関する指摘についての注意喚起を行うとともに、その低減に向けて必要な助言を行う。

②迅速な情報伝達

気象変動等に即応し、農作物等の生育状況、病虫害の発生状況等を的確に把握し、適切な対応ができる体制を整備する。

関係機関・団体と連携して情報伝達ルートを整備するとともに、県が運営する農業情報サイト「やまがたアグリネット」を活用し、農業者の営農に役立つ情報の迅速な提供に努める。

③普及活動指導活動で得た情報の取扱い

普及指導活動の中で得る情報には、知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合があり、普及組織においては、情報の管理と適切な取扱いに留意する。

(6) 評価機能の充実

①評価システムによる普及指導活動の展開

普及活動計画に基づく普及指導活動をより効果的に進めるため、内部評価と外部評価を組合せた評価システムにより普及指導活動の改善を図る。

②評価に基づく普及指導活動の改善

内部評価では、活動記録に基づき、普及組織自らが課題の解決状況等に係る要因分析と改善すべき点の把握、改善方策の検討等を行い、必要な改善に努める。

また、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況や体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、外部委員の幅広く

客観的な視点から評価を受けるとともに、その結果を踏まえて、次年度以降の計画に反映させ、普及指導活動及びその体制の見直し・改善を行う。なお、外部評価結果は公表する。

3 農業者研修教育施設の機能

(1) 農林大学校の重点事項

①養成部門

2年間の教育課程において、実践的な栽培・飼養管理技術に加え、スマート農業技術等、時代に即した高度な技術を身に付けられるよう、教育内容の充実を図り、即戦力となる生産現場で活躍できる人材を育成する。

②研修部門

幅広く意欲のある新規就農者の育成・確保や女性農業者、農業経営者の育成を図るため、農業者の経営発展段階に応じた多様な研修を提供し、本県農業をけん引する人材を育成する。

また、小学生から高校生を対象とした農業体験学習や一般県民を対象とした研修を開催することで、生涯学習センター的機能を発揮し、農業に関する理解促進を図る。

(2) 関係機関との連携

関係機関との連携により教育内容の充実を図るとともに、情報共有をし、学生や研修生へのフォローアップ体制を整え、連携して支援することで、就農後の営農確立、経営発展などを図る。

(3) 学校評価の実施と改善

本県農業を担う人材育成を目指した学校運営を行うため、県政目標に基づく機能強化方針を踏まえた取組みについて点検・評価・公表を行い、教育活動及び運営の改善に取り組み、開かれた農林大、評価される農林大づくりを進めていく。

4 情報提供機能の強化・充実

農業者が農業技術、流通販売、経営管理方法等の情報を効果的に活用できるように、農業情報サイト「やまがたアグリネット」の情報提供機能を強化・充実する。

また、ウイズコロナ時代の「新しい普及活動」への対応としてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用した技術情報の提供等を強化する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

農業に対する理解の増進及び将来における農業の担い手の確保に資するよう、教育機関、市町村、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、必要な協力を努める。

2 行政施策の活用支援

農業経営体等の経営基盤の強化等につなげるために、課題解決の手段として、各種補助事業や制度資金等の効果的な活用について支援を行う。